

環境社会配慮助言委員会

第146回 全体会合

日時 2023年3月6日（月）13:57～16:12

場所 JICA本部2階229会議室及びオンライン会議

（独）国際協力機構

助言委員

東 佳史	立命館大学政策科学部・大学院 教授
阿部 貴美子（※）	実践女子大学人間社会学部 非常勤講師
石田 健一	元東京大学 大気海洋研究所 海洋生命科学部門 助教
小椋 健司	元日本高速道路インターナショナル株式会社 プロジェクト担当部長
貝増 匡俊	神戸女子大学 家政学部 家政学科 准教授
源氏田 尚子	公益財団法人 地球環境戦略研究機関（IGES） 東京サステイナビリティフォーラム フェロー
鋤柄 直純	一般財団法人 自然環境研究センター 研究本部 研究主幹
鈴木 和信	日本大学 国際関係学部 教授
田辺 有輝	特定非営利活動法人 「環境・持続社会」研究センター（JACSES） 持続可能な開発と援助プログラム プログラムディレクター
谷本 寿男	元恵泉女学園大学 人間社会学部 教授
寺原 譲治	城西国際大学 観光学部 教授
錦澤 滋雄	東京工業大学 環境・社会理工学院 融合理工学系 准教授
二宮 浩輔	山梨県立大学 国際政策学部 教授
長谷川 弘	広島修道大学 人間環境学部・大学院経済科学研究科 教授
林 希一郎	名古屋大学 未来材料・システム研究所 教授
原嶋 洋平	拓殖大学 国際学部 教授
山岡 暁	宇都宮大学 地域デザイン科学部 教授
米田 久美子	一般財団法人 自然環境研究センター 研究本部 フェロー

敬称略、五十音順

（※）会議室参加

JICA

馬杉 学治	審査部 次長
小島 岳晴	審査部 環境社会配慮監理課 課長
高橋 暁人	審査部 環境社会配慮審査課 課長
稲葉 歩	南アジア部 南アジア第一課
小井手 聡太	南アジア部 南アジア第一課
横田 憲治	中東・欧州部 中東第一課 企画役

○小島 審査部の小島です。

まだ時間ではないんですが、時間の節約のためにいつもの留意事項をご説明したいと思います。画面に既に出ていると思いますが、皆さんご発言いただく際の留意点を中心に発言させていただきます。

皆さんのリモート接続していただくに当たって、ミュートを設定させていただいています。なので、ご発言される際はミュートを外してご発言いただくようお願いします。それが一つ目です。

今日は全体会合ということで、逐語の議事録を作成して公開することになりますので、誰が発言したかというのをきちんとわかるようにするためにも、ご発言の際は必ずお名乗りいただいた後発言いただくよう、お願いいたします。慣れておられる方はTeamsの挙手機能などを使うと、議長をされる原嶋委員長にとってもより順番などが把握しやすいと思いますので、ご活用ください。

誰に対しての質問というところなんですけれども、JICAの何々部とか事業部とか調査団というのは、特に必要ありません。JICAに質問ですと言っていただければ、私たちのほうで審査部でお答えするか事業部でお答えするか適宜判断いたしますので、そこを迷うのであれば特に発言いただくなくて結構です。他方で、助言委員の間でやり取りをする際は、誰に対する質問なのかというのを言っていただけると、円滑かと思います。

ご発言を終えたら、以上ですというふうに言っていいただくようお願いします。まだ発言があるのに切り替わったり、あるいは終わったことを確認するため待っている時間、節約させていただきたいと思います。

これはリモートでなくても一緒ですが、どなたかが発言されている際にかぶせるようにご発言いただくのは、遠慮いただくようお願いします。それに当たっては、皆さんできるだけ端的にご発言いただけるよう、お願いしたいと思います。

以上が注意事項で、いつもより長めでしたが、開始時間にちょうどになりましたので、マイクを委員長にお譲りしまして、開会していただければ幸いです。

○原嶋委員長 原嶋ですけれども、音声届いていますか。

○小島 はい、委員長、聞こえます。

○原嶋委員長 それでは、ちょうど時間になったようでございますので、JICA環境社会配慮助言委員会の第146回の全体会合を開催いたします。よろしくお願い申し上げます。

本日は、私のところで伺っているところでは、阿部直也委員、柴田委員、そして松本委員がご欠席で、あと阿部貴美子委員は会議室でのご参加というふうに承っております。そのほか16名の委員、私も含めまして、オンラインでの参加ということでございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、開会終わりましたので、今お手元に配付されております議事次第に従いまして進めさせていただきます。

まず、ワーキンググループのスケジュールでございます。今お手元、年度をまたがりますけれども、今後の日程について変更の必要がある場合、事務局にご連絡いただくということでございますけれども、事務局のほう、何かございますか。

○小島 こちら、本部小島です。

4月分の予定は皆さん4人、助言委員の皆さん入っていただいているので、もしこのままでよけれ

ば、このまま案件があれば開催するというふうにさせていただきたいと思います。5月以降についてはまた改めて調整させていただければと思います。

以上です。

○原嶋委員長 原嶋ですけれども。

現在、コロナの影響もあって、あと年度末ということもありますけれども、今後のワーキンググループの設置の頻度というのは少し変わってくる傾向が予測されるのでしょうか、あるいは必ずしもそうではないのでしょうか。わかる範囲で教えていただけますか。

○小島 事務局の小島です。

コロナの状況によって、多分頻度というのは変わることないと思います。今のところ私たちの考えとしては、リモート、そして今日の阿部委員みたいに直接来ていただくのを両方受け入れて、ハイブリッド型で進めさせていただきたいと思います。遠方の委員の方もおられますし、移動するだけで1時間以上かかる方もおられると思いますので、皆さんの時間の節約のためにも、このような形で進めるのが一番円滑なのかなと思います。

今後、助言委員会に付議される案件が増えるかどうかについては、私たちも何とも言えない状況です。コロナが収まりつつある中で、今後案件が増える可能性もありますし、今のままの案件数になる可能性もありますので、そこは今後ご相談させていただきたいと思います。仮に急に増えて対応できない、皆さん忙し過ぎて対応できないというなことになるようなことあれば、またご相談させていただきのかなと思います。

すみません、とりあえず小島から以上です。

○原嶋委員長 原嶋ですけれども。

それでは、詳細な日程の変更については事務局に速やかにご連絡いただくとしまして、何か重要な点あるいは大きな点でご確認あるいは質問などありましたら、委員の皆様から頂戴いたしますので、サインを送ってください。

それでは、特にないようですので、次に進めさせていただきます。

続きまして、モニタリング段階の報告ということで本日1件あります。インド国のムンバイ湾横断道路建設事業でございます。

それでは、ご担当の方、準備が整いましたら、ご報告よろしくお願いします。

○小島 まず、冒頭、小島のほうから簡単に説明したいと思います。

皆さん既に慣れておられるスコーピング段階あるいはDFR段階の環境レビューなどと違って、今回はモニタリング結果報告ということになります。これは何かというと、また皆さん後でご覧いただければと思いますが、助言委員会の運用目安のところに記載あるものでございます。カテゴリAなど、皆さんの助言をもって実現した案件について、実施中のモニタリングの状況がどのようなものかというようなことを報告する機会を設けているものでございます。基本的には建設中1回、どこかの段階で助言委員の皆さんにこのような形でご報告するというような形になります。

これに当たってこの後ワーキンググループを設置するということはありませんので、今日ご説明して、ご質問を受けて、とりあえずはそれでおしまいという形になりますが、モニタリングのレポートの入手は引き続き続けるというものでございますので、もし途中段階で何か深刻なことが起きたら、また適宜ご報告するというような形もあり得るというものでございます。

なので、基本的には、ワーキンググループ、助言委員会などでご指摘を受けたことも踏まえて、どのように実施が進んでいるかというのをご報告する場ということでご認識いただければと思います。

前置き長くなりましたが、では事業部のほうから説明させていただきたいと思います。

○稲葉 南アジア部の南アジア第一課の稲葉と申します。本日はお時間いただきまして、ありがとうございます。

それでは、インドのムンバイ湾横断道路建設事業についてのモニタリング結果報告をさせていただきたいと思います。

冒頭、10分から15分ほどお時間いただいてから、私から既に皆様のほうにもお送りさせていただいている資料に基づいて説明をさせていただきまして、その後にご質問等をいただければと思います。

それでは、お手元の資料をご覧ください。

2ページ目に目次を掲載しておりますが、1から6ポツ目までで事業の概要や進捗状況、環境社会配慮のカテゴリ分類と環境レビュー時に確認していた主な緩和策について説明させていただいた後、それぞれのモニタリング結果についてご説明させていただければと思います。

ページ、スライド3枚目に移らせていただきます。

少し前後して恐縮ですが、3ポツ目に記載のとおり、スライド動かさないで結構なんです、4ページ目にも地図ございますが、本事業は、インドのマハラシュトラ州に位置しておりますムンバイ中心部からムンバイ湾を挟んだ東の対岸に位置しておりますナビムンバイ地域を接続する、海上及び陸上アプローチ道路を建設する事業でございます。

このところを踏まえて、事業の背景と必要性のところを少し説明させていただければと思います。が、本事業の対象地域であるムンバイ都市圏は世界トップクラスの人口過密都市として知られているところであります。州政府は、このムンバイにおいて地理的にさらなる開発の余地が少ないことも考えて、ムンバイ湾を挟んで対岸に位置するナビムンバイ地域における開発や、ムンバイに立地する産業の移転誘致などを行ってきたものの、この両地域をつなぐ道路が少ない等、連結性の低さが課題となっております。この課題を解消し、ムンバイ都市圏への広域的な発展、及びムンバイやナビムンバイ地域にも日本企業が多く立地していますため、日本企業にも間接裨益が見込める事業として建設実施されております。

続いて、4ページ目ですが、既に少し言及させていただいております事業概要についてです。ムンバイとナビムンバイを連結する全長約22km、片側3車線の海上道路になりまして、約18kmが海上道路部分、約4kmが陸上アプローチ道路部分となっています。また、ITS高度道路交通システムですね、ETC等も導入していくこととなっております。

続きまして、5ページ目には、現在までの進捗状況及び今後の予定について、左から右へ年月とともに簡単に記載しておりますが、2015年2月に協力準備調査を開始しまして、2018年3月に工事着工しております。その後、コロナの影響も受けながらですが、工事は比較的順調に進んでおりまして、今年の9月には全線完工する予定で工事スケジュールが進んでいる状況でございます。

続きまして、6ページ目には、現地の写真とともに、事業対象地の現状を記載させていただいております。左側上2枚は、実際に日本企業が製造を担当している鋼床版についての写真です。その

他インターチェンジ、PC箱桁製作ヤードの写真等も載せておりますが、ムンバイ側の海上道路、ナミムンバイ側の海上道路、そして陸上アプローチ道路と、それぞれ違ったコントラクターが、ITSの導入も含めてですが、2023年9月の完工に向けて工事を進めている状況です。

続いて、7ページ目になります。本事業の環境社会配慮のカテゴリ分類と分類根拠についてです。

本事業は、2017年公布のガイドラインから、影響を及ぼしやすい道路セクター、また、特性としては大規模な非自発的住民移転等に該当すると考えられるため、このようなカテゴリとさせていただいております。

許認可関連としては、環境影響評価、こちらの報告書の作成・承認はインド国内法上では不要でありましたが、本事業を管轄する実施機関によって作成及び承認済みでございます。

続きまして、8ページ目になります。こちらは、環境レビュー時に確認をしていた主な環境社会モニタリング事項及び緩和策についてです。

それぞれ記載のとおりですが、工事中の大気質や水質等への汚染対策としての定期的な散水や騒音・振動に対しての低騒音型の工事機材を導入するなどの緩和策が行われることを確認しておりました。

また、自然環境面においては、本事業の一部区間は国際的野鳥保護組織のバードライフ・インターナショナルによって、Important Bird Areaに当たるとされた干潟を一部通過するため、フラミンゴ等の鳥類に配慮した橋梁形式であったり消音壁等のが緩和策が講じられること、また、橋脚の通過部分等で約47haのマングローブ林の伐採、代替植樹が実施されることを確認しておりました。

3つ目の社会環境面においては、約96haの用地取得と282世帯の非自発的住民移転や店舗などの移転が伴うこと、また、一部漁民への影響も想定されたため、適切な補償が順次実施されることも確認しておりました。

前段が長くなって恐縮ですが、これら対応事項を踏まえて、実際にモニタリングをした結果がどうであったかを次の9ページから項目ごとに記載してございます。

まずは、大気質についてですが、工事中の周辺の大気質をコントラクターが四半期ごとに測定を行っております。主に大気中に粉じんが放出されるのを防ぐ目的として、集じん機の設置だったり路面への散水等の基本的な緩和策のほか、基準に対して超過が確認された地点においては、排水処理装置付きの洗車システムを設置するなど、追加の緩和策を実施している次第でございます。

次のページ、10ページには関連する写真を掲載しておりますので、こちらご参考までにとということをお願いいたします。

続いて、11ページ目には水質について記載しておりまして、こちらは工事現場付近の海水への影響がないか、四半期ごとにコントラクターが海水の水質をモニタリングしております。オイル分離装置やバイオ浄化槽の設置などで、直近での測定結果としては全ての測定値が基準内に収まっていることが確認されております。一方で、陸上道路はモニタリング対象外であるものの、海上道路を担当するコントラクターと同様に、適切な排水処理が行われていることを確認済みでございます。

次のページ、12ページには、先ほど言及したバイオ浄化槽等、関連する写真を掲載しております。

続きまして、13ページ目には、振動・騒音について記載してございます。

工事中の騒音は、コントラクターが隔週、昼・夜、計2回測定を実施しておりまして、夜間の重機作業の回避であったり、制振機能を持った掘削機器の使用等の緩和策を実施しております。直近

の測定結果では騒音は全て基準値内に収まっており、振動についても近隣住民からの苦情は寄せられていないという現状になっております。

次のページ、14ページ目には、また関連する遮音壁、掘削機等についての写真を載せております。

続きまして、15ページ目には、廃棄物について記載しております。

現場から出た残土、あとは伐採樹木、一般廃棄物の量は、コントラクターが四半期ごとに測定しております。残土はそのまま盛土に再利用され、また、全ての廃棄物は陸上に設置された廃棄場に集められて、民間業者もしくは自治体によって定期的に回収されている状況でございます。

16ページ目、次のページには、これまでと同様に廃棄物に関する写真を載せておりますので、ご参照ください。

ここからは、主に社会環境面に関するモニタリング結果についてとなります。

17ページ目には、生態系、フラミンゴ等の鳥類について記載しております。

実施機関はBombay Natural History Society、BNHSと呼ばれるインドの自然保護や生物多様性の研究を目的とした専門機関を雇用して、同機関が毎月モニタリングを実施している状況でございます。工事着工前と現時点で、フラミンゴやそのほか希少種の個体数の減少等は、現在確認されておられません。

次のページ、19ページ目には、モニタリングの様子や現場付近での鳥類を撮影した写真を掲載しております。

続きまして、マングローブ林についてですが、先ほど少し言及させていただきました。本事業の一部区間において、マングローブ林47haの伐採が計画されておりましたが、工事の進捗に伴い計画が見直されまして、最低限必要と判断された16haの伐採が行われました。

また、州政府の森林局によって、計画面積の4倍強である200haもの同じ種類のマングローブ林の代替植樹が実施されたということでございます。マングローブ林は事業地付近10km圏内の湿地に代替植樹されまして、州政府の森林局が生育状況について定期的にモニタリングを行っている状況でございます。

続きまして、20ページ目には、用地取得・住民移転について記載しております。

こちらは、マングローブ林とは違って、計画が見直された結果、約108haの用地取得が必要と判断されました。ただ、現在までで約107haの用地取得が完了している状況でございます。

続きまして、住民移転は、JICAのガイドライン等を満たすよう作成された計画に沿いまして、住民移転を実施済みであるような状況でございます。

こうして取得した土地の所有者や移転住民に対しては、移転住民は移転先の提供なども含まれますが、各種補償が適切に行われている状況でございます。

続きまして、21ページ目には、主に漁民について記載しております。実施機関は、漁民への補償方針を策定するため、漁業補償委員会というものを設置しまして、対象の漁民を含むステークホルダーミーティングを複数行うなど、補償方針の策定段階で漁民への理解を深めるようなアクションを行ってまいりました。この委員会によって作成された補償計画にのっとりまして、影響を受ける度合い等によって各漁民をカテゴライズ、カテゴリ分類し、補償支払いが実施されている状況でございます。

最後になりますが、22ページ目には、生計回復支援策及び苦情処理について記載しております。

生計回復支援策については、実施機関が支援策のニーズ調査を実施中でございます。移転住民等に対して、必要に応じて追加の支援策を提供もしくはあつせんする予定でございます。

また、実施機関によって設立された苦情処理委員会がこれまで計3件、いずれも漁民からなんですけれども、補償の適用対象となるかの可否等について問合せが寄せられたものの、全て定められた補償方針に従って適切に処理されていることを確認しております。

なお、移転住民からの反対や苦情は、現時点では寄せられておりません。

少し10分過ぎてしまいましたが、当方からの説明は以上になります。

○原嶋委員長 ご説明ありがとうございました。

それでは、今のご説明に対してご質問あるいはご意見ありましたら、頂戴します。大体3名ずつぐらいでお答えをいただくように予定しています。

それでは、早速、小椋委員、お願いします。

○小椋委員 小椋です。ご説明ありがとうございました。2点ございます。

1点目は、漁業従事者、漁民の方への補償について、補償の可否判断はどこが線引きになっていますかということと、どのような漁業補償の考え方で補償が行われて、それをどういうふうにもモニタリングされるのですかということと、あとは、今後も生計回復支援策を実施されるということなので、今後もモニタリングを継続されて、移転された住民の方の生計回復状況を捕捉というのか、別途トラッキングされるんですかという質問です。

ごめんなさい、3点です。よろしくお願いします。

○原嶋委員長 それでは米田委員、山岡委員までいただいた後、稲葉さん、まとめてご回答をお願いします。

それでは、米田委員、お願いします。

○米田委員 フラミンゴのモニタリングについてですけれども、本件、非常に注意深くモニタリングをされているというようなお話を伺っています。凄く丁寧にやっていただいて、いいことだなと思っています。それですので、このページ、この最後に、個体数の減少等は確認されていないというまとめ方になっているんですが、恐らくもう少し詳しい観察を実際にはされていると思うんです。減少等の「等」に含まれているのかと思いますが、個体数、数だけではなくて、行動、工事があったところで移動していなくなってしまうとか、あと、この近くで繁殖もしているかと思うんですが、その繁殖をやめてしまうとか、そういうような行動の変化等もなかったとか、あるいは一時的だけれどもまた回復したとか、そういうようなことについてもまとめて書いていただくといいかなと思いました。意見です。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、山岡委員、お願いします。ちょっと順番が逆になって、すみません。

○山岡委員 山岡です。ご説明ありがとうございます。

質問は、水質に関する11ページ目、12ページ目です。ここではオイル漏れの防止とかオイル分離装置の設置ということでモニタリング結果が書かれておりますけれども、水質の検査のほうでオイルについても検査されたのかどうか、あるいは、そういう水質検査がされていなければ、こういうオイル漏れがないとかいうことについては、観察とか、どのような形で漏れがないというふうにも

ニタリングされたのか、その辺の具体的な方法について教えていただければと思います。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

米田委員は、先ほど何か関連で追加でしょうかね。すみません。またサインをいただいていますけれども、これは。

○米田委員 すみません。

○原嶋委員長 いいですか。じゃ、いいです。ありがとうございます。

それでは、一応、小椋委員からの漁業の補償、米田委員からのフラミンゴ、そして山岡委員からオイルの水質の確認、水質のオイルの問題、稲葉さん、回答をお願いしてよろしいでしょうか。

○稲葉 私から回答させていただきます。

まず、漁民への補償についての可否判断をどうしているのかという点なんですけれども、説明にも一部ございましたカテゴリ分類をしてというふうに言及させていただきましたが、こちらは簡単に言えば、影響を受ける度合いが大きな漁民、比較的小さい漁民というような、大まかに言えばこうしたカテゴリ分類をして、例えば影響が大きいとはどういうのかというと、実際にその橋脚部分を建設するところで網を張ってなど漁業をしていた漁民、影響が少ないという漁民はどういうことかということ、実際にその橋脚部分で漁業をしていたわけではなく、その付近で水流だったり、あとは付近の干潟で漁業をされていた漁民、そういうふうなカテゴリ分類をして、各カテゴリに合わせた補償支払いを実施してきたということでございます。

具体的な補償の内容としましては補償金がメインになります。先ほど申し上げたカテゴリ分類に従った補償金の支払いというところを実施しているというふうに聞いております。

3点目の今後もモニタリングをするかどうかについては、しますというところが回答になると思います。実際に実施機関、MMRDAなんですけど、こちらが完工後も漁民に影響がないか、引き続きモニタリングを実施していくという予定でございます。

次に、フラミンゴについてです。コメントをいただいてありがとうございました。フラミンゴ、具体的な個体数については、こちら資料に記載させていただいているとおり、目視にて確認しております。一部タグづけなどしてモニタリングをしている状況でございます。

今、手元にある資料では正確な数を申し上げることはできかねるんですが、フラミンゴの数、あとはほかの鳥類の数を月単位でモニタリングの結果、個体数をグラフで表示しているものがありまして、こちらの数字を先ほど申し上げたBNHSから実施機関に対して提出しているというような状況でございます。

行動の変化については、こちらはそのレポートでも記載しているんですが、特にフラミンゴ等、ほかの鳥類も含めて、行動の変化等は見られなかったというのが現時点、最新のレポート結果でございます。

すみません、最後のご質問、水質に関してのオイルの部分のモニタリング、測定等を行っているかというご質問に関しては、こちらについては、すみません、別途確認とさせていただきたいと思っております。記載ございますとおり、あくまで海水への影響というところでフォーカスをしていた部分もあるので、排水のオイルの分量など、そちらに関して測定モニタリングを行っているかという点については、別途確認をさせていただければと思います。

私からは以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、二宮委員、聞こえますか。お願いしてよろしいでしょうか。

○二宮委員 聞こえています。聞こえますでしょうか。

○原嶋委員長 はい、聞こえます。

○二宮委員 私からは廃棄物のところについて1点だけ確認をさせてください。回収について主にモニタリングがされているという報告でしたが、処理処分のところまで含めた最後の部分までの廃棄物のマネジメントについて、確認をされているかどうかということが質問です。よろしくお願いします。

○原嶋委員長 どうもありがとうございます。

それでは、錦澤委員、お願いします。

○錦澤委員 私のほうから3点あるんですけども。

1点目は、大気質のモニタリングのところで、1地点で基準値超過が確認されたということで、それに対する緩和策として、排水処理装置つき洗車システムを設置したとあるんですけども、散水というのはよくやると思うんですけども、この排水処理つきの洗車システムというのが、これ結構よく使われるものなのかどうか。それと、この大気質の汚染というのは、やっぱり近隣に例えば住居ですとか、あるいは何か公共施設があるということが懸念されるのか、あるいは、これはサイト内でやっていると思うんですけども、例えば労働環境の改善とか、そういったことを考えてやっているのか、ちょっとそのあたりについて教えてください。これが1点目です。

それから、2点目、米田委員から質問がありました鳥類、フラミンゴのモニタリングなんですけれども、BNHSというのを雇用してやっているということで、きちんとやられているという話でありましたけれども、これ、個体数が減少と確認されていないというのは、ベースラインと比較してそういうことを言っているという理解でよろしいのでしょうか。このBNHSというのを雇用して、どのタイミングで調査を始めたかということによると思うんですけども、その点ちょっと気になりましたので教えてください。

それからあと、3点目なんですけれども、住民移転の関係で、22枚目に、生計回復支援策のニーズ調査を実施して、移転住民等に対して必要に応じて支援策を提供もしくはあっせんする予定となっていて、その住民に住民移転した後にどうやってフォローするかって、結構大変な話だと思うんですが、ニーズ調査を実施するというのは、これは移転する前にもう既にやっていたということなんでしょうか。気になったのは、移転住民後にどうやって情報提供したりとか、あるいは何らかのニーズを聞き出すということが移転後にどの程度可能なのかって、その点が気になったので教えてください。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、小椋委員、先ほどの関連かと思えますけれども、どうぞお願いします。

○小椋委員 すみません、再度の問いで申しわけないですけども、漁民の方に関しての補償の算定根拠は、漁獲高だったんでしょうかという確認です。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、稲葉さん、3名の方からですが、内容的には廃棄物、大気、鳥類、住民移転の生計回復、そして漁民に対する補償の算定基準ということですが、お願いしてよろしいでしょうか。

○稲葉 稲葉です。ご質問いただき、ありがとうございます。

まず、最初のご質問についてなんですが、排水処理装置つき洗車システムについてです。こちらについては、コントラクターがモニタリングの結果の報告を実施機関に対してして、そこで基準値より超過が発見された場合には、コントラクターと実施機関、あとはコンサルタントが協議を行って、追加の改善策について協議を行うこととなっております。こちら、大気質での超過が見られたため、この洗車システムの導入だけではなくて、記載しておりますとおり、散水の回数を増やす等の緩和策を追加実施している状況でございます。

大気質の汚染についてなんですが、こちらは、ご指摘いただいたとおり、近隣住民への影響もございますし、あとは労働環境の改善という二つの意味で、大気質の汚染がどこまで影響しているのかというところをモニタリングしている次第でございます。

二つ目のBNHSのモニタリングの実施開始時期としましては、2018年10月頃から毎月実施されているような状況でございます。

3つ目の生計回復支援策については、住民移転後のニーズ調査について、住民移転後にどうやって調査をするのかというご指摘でしたが、こちらについては、補償金の支払いだけではなくて移転地の提供も行っております。なので、住民移転がどこに移転したかというところを実施機関としても把握しているところでございますので、ニーズ調査という形で移転住民に対して、そちらの調査方法については今協議中の段階ではあるものの、ニーズ調査を実施しているという状況でございます。

○小井手 すみません、南アジア部の小井手です。2点補足します。

1点目でご質問いただいていた廃棄物の最終的な処分の状況まで確認するかという点は、基本的に、この実施機関は今回の事業で出た廃棄物をナビムンバイ側だとシロコと呼ばれる行政機関が管理する処分場で、ムンバイ側だとムンシパルコーポレーションオブグレートムンバイと呼ばれるムンバイ都市圏の行政機関、こちらが処分場を管理してまして、その処分をしっかりとつなぐというような役割になってまして、基本的には行政の役割の中でしっかりと処分されるというところのモニタリング、フォローアップをするというのが実施機関が行っているものになります。

最後に稲葉からご説明があった生計回復支援のニーズ調査につきましては、今回の補償というのは、土地に対する影響は基本的に金銭補償、それ以外の構造物に対する影響は移転地、これは住居等、商店そうですけれども、移転先を提供していますので、そのニーズ調査の実施において、その人たちがどこに移転したのかわからないというような状況が基本的には起きないというふうな状況にありますので、委員がご指摘されたご懸念の点は、特に今回の事業においては起きないのかなというふうに考えています。

私からの補足、以上です。

○原嶋委員長 あと、小椋委員からありましたけれども、漁業補償の算定根拠についての追加質問に対するお答え、お願いできますでしょうか。

○稲葉 すみません。大変失礼いたしました。

判定の根拠が漁獲高であるかどうかというご質問だと理解しておりますが、こちらについてはご理解のとおりです。メインの判断基準となっているのは、こうした漁業ができなくなることに伴う収入の損失であったり、あとはご指摘の漁獲量の減少、こういったところで判断をしているというところでございます。

○小椋委員 わかりました。ありがとうございます。ということは、従前からの漁獲高というのが明らかにエビデンスとしても捉えていらっしゃるということですよね。

○稲葉 はい、ご理解のとおりでございます。

○小椋委員 ありがとうございます。よくわかりました。

○原嶋委員長 それでは、関連でありましたらサインを送ってください。

あと、稲葉さん、先ほど山岡委員からご指摘のあった点で、オイル漏れなどを含めたオイルのモニタリングについてのご確認いただいたことに対するお答えといいますか、状況については、また後ほどというか、ご連絡といいますか、お知らせいただくという理解でよろしいのでしょうか。審査部のほうと連携していただいて、何か対応をお願いしていいのでしょうか。

○稲葉 すみません。失礼いたしました。

もう一度ご質問をはっきり明確に確認させていただきたいんですが、排水処理のところ、工事現場からの排水に関して、オイル、こちらの基準値等が設けられていて、モニタリングが実施されているかどうかというところについてのご質問だと理解しましたが、もし認識に間違い等あればご指摘いただければと思います。

○原嶋委員長 山岡委員、いかがですか。どうぞ、山岡委員。

○山岡委員 オイルについて水質検査をされているのかどうかというのが1点と、されていない場合については、その防止策については書かれていますけれども、実際のオイル漏れをどのように検査されているのか、されていないのかというのが質問です。一つは、定期的にオイル漏れがないかどうかを目視等で観察するというのも一つの方法だと思いますけれども、そういうことがやられているのかどうかということです。最初に申し上げたのは、そもそもオイルについて何か水質検査をされているのか、多分されていないと思うんですけれども。というところです。

以上です。

○稲葉 すみません。理解いたしました。ありがとうございます。確認のうえ、ご回答させていただきます。

○原嶋委員長 それでは、貝増委員、聞こえますか。

○貝増委員 はい、聞こえます。

○原嶋委員長 どうぞご発言をお願いします。

○貝増委員 貝増です。

確認なんですけれども、この社会配慮のところなんですけれども、22枚目のところなんですけれども、苦情処理委員会というのがあるんですけれども、こちらのほうでは、前のインドの別の案件だったんですけれども、そこでは法律に基づいて苦情処理委員会が設立されますということで、そういうことが、話があったと思うんですけれども、同じような流れで考えていいのかどうかということが確認ということです。ちょっと参考のために、こういった機関が委員のほうになっているかという

ことも教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○原嶋委員長 今、併せて錦澤委員からサインをいただいていますので、ご発言いただいた後、稲葉さん、お願いします。

錦澤委員、お願いします。

○錦澤委員 錦澤です。最初に質問した関連と確認なんですけれども、よろしいでしょうか。

○原嶋委員長 どうぞ。

○錦澤委員 フラミンゴの件で、BNHSと契約したのがちょっとはっきり、時期が2018年というふうにおっしゃったかと思うんですが、要するに工事が始まった後ということなんでしょうか。個体数の減少が確認されていないということの意味なんですけれども、これは調査主体が別になる可能性ありますけれども、ベースラインと比較して減少が確認されていない、そういう解釈でよろしいんでしょうか。その点について確認させてください。お願いします。

○原嶋委員長 それでは、稲葉さん、貝増委員から苦情処理委員会の位置づけの問題、そして、先ほどのちょっと繰り返しになりますけれども、2018年、工事が始まったのかな、そのタイミングで調査も始めていらっしゃるようなんですけれども、フラミンゴの個体数のベースラインをどこに置いていらっしゃるか、念のため確認をお願いします。以上2点、稲葉さん、お願いします。

○稲葉 まず、1点目です。苦情処理委員会についてなんですけど、こちらについては、実施機関のMMRDAの社会開発ユニットと呼ばれているところに所属している者のほか、あとは実際に移転している住民の代表、あとは必要に応じてNGO等が加わって構成されております。

次のフラミンゴについては、すみません、私の説明が明確でなかった点、申しわけないです。先ほどの2018年10月と申し上げたのは、工事が着工して後のモニタリングの開始時点ということで、ベースラインの調査においてもこちらのBNHSが調査を実施しておりますので、なので2015年頃のベースライン調査はBNHSが同じく実施、調査をしているということでございます。

○原嶋委員長 ありがとうございます。今のお話では、2015年の協力準備調査の段階でのデータをベースラインとして、2018年工事着工後、モニタリングしているという理解でよろしいでしょうか、稲葉さん。

○稲葉 はい、ご理解のとおりでございます。

○原嶋委員長 錦澤委員、いかがでしょうか。

○錦澤委員 わかりました。ありがとうございます。

○原嶋委員長 貝増委員、ちょっと答えがずれていたかな。いや、大丈夫でしたっけ。

○貝増委員 大丈夫だと思います。

○原嶋委員長 インドのルール、法制度との関係の、ほかの案件との兼ね合いでご質問があったような印象がありましたけれども、大丈夫ですか。

○貝増委員 ほかのところでちょっと勉強でいろいろ教えてもらって、それとよく似ているのかなと思ったところがあったので、確認という意味で質問させていただきました。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、いずれにしろ、先ほど山岡委員からのご指摘は、もう一度ちょっと念のため確認していただいて、メールベースでも結構ですので、審査部と連携して情報提供をお願いしてよろしいでしょうか、稲葉さん。

○小井手 すみません、南アジア部の小井手です。

今、山岡委員からいただいた水質のモニタリングについて、水質検査をしているかと。実際に水質検査されていない場合に、どういうふうに漏れを検査しているのかというところのご指摘ですけれども、今急ぎで調べてみたところなんですけれども、すみません、ここのご説明を速やかにするべきでした。

実際にこのスライド11ページの表、凄く小さくて大変恐縮なんですけれども、O&Gということで、オイル&グリースが検査項目として入っていますので、こちらは水質のモニタリング対象となっているかと思います。それで、目視等、またその水質検査の対象というような扱いで、モニタリングが実際に行われているのかなと思っています。

この検査結果、この表でいうと一番下の右から3番目、ビロー・ディテクション・リミットというところで、基本的には検出がされていないのかなというところがモニタリングの結果かなと思います。

私からの補足説明、以上になります。これを受けて、山岡委員、もし追加で確認すべき点があれば、ご指摘いただけないでしょうか。

○原嶋委員長 山岡委員どうぞ、もしありましたら。

○山岡委員 わかりました。恐らくオイル等の水質検査はされていないと思います。目視等の観察はされているというふうに理解しましたので、その辺はもう一度確認しておいていただければありがたいと思います。

以上です。

○原嶋委員長 それでは、一応オイルについてはまたご確認いただくというので、審査部のほうに確認ですけれども、こういったモニタリングは2年ということですので、今後も多分、2023年9月ぐらいに完成ですけれども、そこから起算して2年ぐらい続けるというのがルールということだったのでしょうか。ちょっと確認をお願いしてよろしいでしょうか。

○小島 審査部の小島です。

今見えている画面のとおりですし、第3期もありますので、モニタリングはしばらく行うことになると承知しています。

以上です。

○原嶋委員長 モニタリングというのはルール上、今、3期があるのであれでしょうけれども、ルール上は2年の規定はどこでしたっけ。ごめんなさい、私も記憶が定かじゃなくて。

○小島 供用開始後2年ということが基本的なフォーマットです。

○原嶋委員長 それでは、そういった形でのモニタリングを続けていただくということで、いくつかご提案もありましたので、それをJICAの側では考慮していただくということです。何か追加でご質問等ありましたら頂戴いたしますので、サインを送ってください。あるいは、モニタリングの制度やルールについて何かご懸念がありましたら、遠慮なく、こういう機会ですのでご発言いただいで結構ですけれども、いかがでしょうか。

それでは、ないようですので、一応本件、ここで締めくくりとさせていただきます。小井手さん、稲葉さん、どうもありがとうございました。

○稲葉 ありがとうございました。

○小島 本部事務局の小島です。

今画面でご覧のとおり、人、入れ替わっていますので、準備できたら始めたいと思いますので、しばらくお待ちください。

本部事務局の小島です。委員長、今、画面でWordファイルを投影しているんですが、ご覧になれますでしょうか。

○原嶋委員長 はい、見えます。

○小島 じゃ、準備ができましたので、始めたいと思います。

○原嶋委員長 それでは、続きまして4番目の議題でございまして、ワーキンググループの会合報告と助言文書の確定、本件、本日1件ございます。モロッコ国のガルブ地域灌漑開発事業でございまして、本件、長谷川委員に主査をお願いいたしましたので、長谷川主査よりご説明をお願いしたいと思います。

長谷川委員、聞こえますか。お願いします。

○長谷川委員 はい、聞こえます。よろしくお願いします。

本件は、2月20日に石田委員、源氏田委員、原嶋委員、それから私の4名の委員でワーキンググループをさせていただきました。対象はスコーピング案ということでございました。

モロッコのガルブ地域というところの灌漑開発事業をするということで、新規整備もあれば、あるいは既存の灌漑地区を改修するというふうな内容も含まれておりまして、ここの水資源利用を効率化あるいは農業生産を増大・安定化するということが目的にされておりました。

4名の委員から約79、80ですね、79の助言、それからコメントや質問がございまして、次のページにございますように、5つの助言に整理させていただいております。

一番上からいきますけれども、全体事項に関しまして、一つ目は、河川の流量管理に関して、モロッコ国の現在検討中の上位計画における本事業の位置づけをドラフトファイナルレポートに記載することとさせてもらっています。

いただいていた資料の中では、本事業の計画がこれの上に位置づけられるような計画の中でどんな位置づけになっているかということがいま一つ明確でなかったものですから、それを次のドラフトファイナルのときには整理してくださいということです。

それから、二つ目と三つ目がスコーピングマトリクスに関してということで、2番目は、後から出てくる論点の二つ目にリンクしていくんですけれども、井戸水や天水から灌漑用水への移行に伴うコスト負担増加などによって、小規模農家が大規模農家より不利とならず、さらに、小規模農家が営農から排除されることがないように、必要な措置を検討して、これをまたドラフトファイナルレポートに記載してくださいということです。

従来、井戸水、地下水ですね、それから雨水を使っていたんですけれども、これが大々的に灌漑用水を使うということになりますので、そのコストがどのぐらい地域社会に負担となるかというあたりで、特に小規模農家が不利になるということがあったり、それから営農から排除されることがないように、そんなことを防ぐ措置をしっかりと入れ込んでくださいというふうなことです。

それから、3つ目は、生態系絡みのことです。水を取る川が、厳密に言うと、Ouerghaという川から水を取って、その下流でSebou川というところに合流するんですけれども、この事業が水を取る水系というよりは、その隣にある水系のほうに、ラムサール条約登録湿地を含めて、自然保護区

域がいくつかございます。水の流れからいうと、水生生物とか、あるいは水関係の生態系ということでは、直接影響はないようなこともあるかと思うんですけども、鳥類を含む陸上生物、こういったものもいるわけで、そういったものを通して隣のこういった重要な保護地域、特にラムサール条約登録湿地辺りに影響がないかということが懸念が出てきまして、そういったところを、しっかりと現地調査を含め、インタビュー等も行って、その結果等をやはりドラフトファイナルレポートに書いてくださいというのが3つ目の助言で、これは論点の3番目のものにリンクしております。

それから、4つ目ですけども、これは環境配慮ということで、乾期における河川水面の低下がもたらす社会的な影響、特に小規模な活動、漁業とかレクリエーション等というものは関わってくると思うんですが、そういったものへの影響をやはり聞き取り調査などを行って、結果をドラフトファイナルレポートに記載してくださいということでした。

それから、助言の最後ですけども、これは社会環境に関わるようなもので、本事業ではパイプライン埋設（暗渠水路設置）が行われる、このために地下の利用に関する権利関係についてしっかりと確認する必要があるんじゃないかと。土地利用の制約を回避するということがありますから、現在の法律上、こういったものに関して補償が必要であれば、これらをしっかりと実施する、そういった実施機関と協議をしてくださいというふうな表現になっております。

助言、以上なんですけど、委員長、どうでしょうか、論点は続けてお話ししたほうがよろしいですかね。

○原嶋委員長 はい、続けてください。

○長谷川委員 続けます。論点のほうを見せてもらってよろしいですか。

論点の1番目です。これは助言にはなかったものなんですけれども、先ほど言ったように、Ouergha川というところに、1行目にありますような、これは何とお読みするんですかね、Koudiat El Borna頭首工というヘッドワークがあるんですね。これがある。ここから水を導水していくというふうなことです。この頭首工自体は2020年に着工されていまして、完成しているのかどうか、そういったこともありまして、本事業とは不可分一体の関係とは位置づけられていないというふうなJICAさんのほうからの説明がございました。

今回、本事業については、この3行目にあるように、秒当たり24m³の量が取水されるというふうなことで、調査が進んでいるわけですけども、実はこの頭首工から最大で秒60m³の水利用がされるということが計画されていまして、もしそういうことであれば、このヘッドワークから取水を下流域への、本事業とほかの将来起こるであろう事業との累積的な影響というものを確認しながら、今後の調査を進めるべきではないかというふうな議論がございまして、JICAさんより、最後の3行目にございますように、この頭首工による累積的な影響については、今回の取水量の影響の検討に含めながら、この最大取水についての影響をしっかりと検討していきたいというふうなお話がありました。

それから、二つ目は、先ほどの助言の2番目に関わってくるんですけども、井戸水や天水から灌漑用水への移行に伴うコスト負担、これが今回あるということで、その場合、小規模農家が大きな農家に比べて不利になるようなことがあってはいけないというふうなことが、何人かの委員から指摘がありました。

JICAさんのほうからは、社会経済調査を通じて小規模農家に支払える金額などを検討したり、そ

れから補助金を設定すると、こういったことをしっかりと検討するというようなお話が説明としてございました。

それから、3つ目が、これは助言の3に関わっているものなんですけれども、ここに書いてあることは、先ほどの助言とほぼイコールの状況ではありますが、こういった水絡みの案件で環境の影響を検討する場合には、どうしても水系という一つの単位の中でどうかというふうなことを調査するのが中心になるんですけれども、水生動植物絡みの生態系であれば、それだけでいいのかと思うんですが、その地上部、それから上空ということで、鳥類なども含めて、ほかの水系とのリンク、あるいは食物連鎖という関連性があるものもたくさんありますので、水系にとらわれずに、水の流れだけにとらわれずに、全体的な生態系の調査というか、検討はしっかり意識する必要が、重要ですねというふうなことを議論させていただきました。

それから、4つ目ですけれども、今回はスコーピング段階ということで、スコーピング段階の中でどんな項目が影響される見込みかとかいったところを中心に資料を提供いただいたわけなんですけれども、当然それらの項目をどんなふうに今後、調査、予測評価するかというふうなこともある程度含まれていることを期待はしたんですけれども、一つ目の2行ぐらいに書いてあるのは、こんな項目についてこんな影響が懸念されますよというふうなことが、いつものスコーピング段階の検討と同じようにあったんですけれども、これは過去のものも含めて、このスコーピング段階で緩和策等はある程度は構想できるんですけれども、スコーピング段階ということですから、こういった何らかの措置を取らないときにはどのぐらい影響が出てしまうのかということ、このスコーピング段階ではそれらを中心にしながら示すべきではないかと。

緩和策、防止策を本格的に検討して予測評価したものとしての評価結果としては、これはドラフトファイナルレポート段階に任せるというふうなことでも良いんじゃないかということで、過去のスコーピング段階の中身を見ても、この緩和策を想定しながら影響があるなしというふうに言っているものと、それから、はっきりとこの緩和策はないというふうな仮定でどうかというふうな影響の仕方を書いているものと、それが混ぜこぜになっているようなものがあつたので、それをやはり、こういった緩和策はある程度外しながらの影響がどうかというあたりに統一しながら、スコーピング段階では影響項目についてまとめたほうがいいんじゃないかみたいな議論がありました。それが最初の2行目です。

それから、3行、4行目というところが、このスコーピング段階でどのぐらい今後やる調査の中身についてしっかりと見せてもらうかということの話なんですけど、今回はベースラインのための現況調査については、どういう項目について、どんな方法でというのはかなり詳しくは見せてもらったんですけれども、その後そのベースラインデータを基にしながら、どんな手法で予測をして、できればどんな手法で評価をしていくのかという、現況調査以降の調査段階の説明がないということで、その辺はもう少しスコーピング段階ではスコーピングの一環として示してもらったほうがいいんじゃないかということで、4番目のような論点をつけさせていただきました。

以上です。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ワーキンググループにご参加いただいた源氏田委員、あと石田委員、ご参加いただいているかどうか、ちょっと今確認できませんけれども、いらっしゃいましたら石田委員、補足、追

加ありましたらお願いします。源氏田委員、石田委員、お願いします。

○源氏田副委員長 源氏田です。特に追加はございません。ありがとうございます。

○石田委員 石田ですが、私も特に追加ありません。ありがとうございます。

○原嶋委員長 それでは、今、長谷川主査よりご報告いただきました内容、助言文、そして論点につきましてご質問あるいはコメントありましたら、委員の皆様から頂戴しますので、サインを送ってください。

それでは、寺原委員、お願いします。

○寺原委員 こんにちは。寺原です。

長谷川主査のほうからもご説明があったんですけども、助言のほうの2番、3番と論点のほうの2番、3番が非常に似た話を書いてあって、これを例えば助言のほうでまとまらなかったもの、または助言の枠外であったものは論点に持っていくというような切り分けがあったと思うんですが、今回のワーキンググループの場合はどのようにここを切り分けられているのでしょうか。ちょっとここは私のほうで違いがわからなかったんです、助言と論点とですね。

以上です。これ、長谷川主査にお願いします。

○原嶋委員長 それでは、ちょっとまとめていただきます。長谷川委員、ちょっとまとめて後ほどお願いします。

寺原委員に続きまして、錦澤委員ですね。錦澤委員、お願いします。

○錦澤委員 論点の4つ目の点なんですけれども、スコーピングについて、緩和策を加味しない影響予測評価に基づき行う必要があると書かれているところが、ちょっとこの趣旨がどうという狙いで書いているのかというのがわからなかったので、教えてください。

以上です。

○原嶋委員長 続きまして、順番から山岡委員が先だったような気がします。山岡委員、どうぞ。

○山岡委員 山岡です。質問です。これはJICAでしょうか。これは全体計画についてです。

これは頭首工というのが出てくるんですけども、これは非常に大規模なダムなんですか。通常、頭首工というと、非常に小さな15m以下ぐらいのものを想定するんですけども、大規模なダムが上流にあって、そこからもう既にある程度の取水量があって、さらにそれを延長させるというふうにこのプロジェクトは理解できるんですけども、それでいいんでしょうかということのと、近くにも、これ、オーエルハ川でしょうか、ここのほうがいわゆる対象灌漑地域には非常に近いんですけども、ここからの取水についても検討されたうえで40km離れたところのダムから取水するという、そういう案になっているということなんですか。全体計画についての質問です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。これ、後ほど、多分JICAの側から。ワーキングの議論で出ましたので、JICAの側からになりますけれども、後ほど。

続きまして、林副委員長、聞こえますか。発言いただいてよろしいでしょうか。

○林副委員長 助言の4番目についてお尋ねしたいんですが、ちょっと表示していただけますでしょうか。助言の4です。

この助言の4なんですけれども、これは環境配慮に位置づけてあるということなのですが、これは例えば河川水面低下がもたらす環境影響とともにという感じのニュアンスとして、ここに置かれているというふうな感じの理解でよろしいでしょうか。それとも、むしろ社会的な影響だけを特に

取り出して評価をしたい、聞き取り調査を行いということを意図したものでしょうか。ちょっとこ
こら辺を少し確認させていただければと思います。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、長谷川主査、寺原委員からのご質問と、あと助言4のところですね、あと今、林副委
員長からありました点、お願いして、あと、山岡委員からご指摘の点はJICAの側から答えていただ
くことでよろしいでしょうか。

○高橋 山岡委員のご質問については後ほどJICAからお答えさせていただきます。よろしくお願
いします。

○原嶋委員長 長谷川主査、よろしくお願いいたします。

○長谷川委員 たくさんの質問をありがとうございました。

では、最初の質問からです。助言の2番と3番とそれから論点の2番と3番が内容が同じで、ここ
で繰り返す必要があったのかというふうな、非常に的確な質問をさせていただきまして、ありが
うございました。

ここ、論点をこうやって改めて同じものをつけるかどうかというところでは、委員あるいはJICA
さんと話し合ったときには特になかったんですけれども、そう言われてみると、同じようなものか
なという気はしてはおります。多少2番、3番目の論点のほう助言よりは膨らませたというか、ち
よっと違った角度からも説明をさせてもらっているところはあるかなと思うんですけれども。ほ
かの委員からもうどういうお考えが今あるか、お聞きできればいいなと思います。

それから。

○原嶋委員長 原嶋ですけれども、今の点、私のほうから補足させていただきます。

論点については、実は従来ワーキンググループでも逐次の議事録を作っていたわけですが、
効率性の観点からそれはやめたわけです。ただ、ワーキンググループで重要な、今後、本件、当該
案件だけではなくて、そのほかの案件あるいはガイドライン運用全体に資するような議論があ
ったところについては、これを記録として残しておくという趣旨で論点をまとめております。

したがって、論点と助言が重なっても重ならなくても、それ自身どちらかを排除するという
趣旨ではないので、重なっているからどちらかを調整するとか、あるいは調整しないとかという
趣旨ではなくて、論点は論点として、当該案件だけではなくて、今後のガイドラインの運用、
ほかの案件にも役立つような議論あるいは問題提起などについて記録を残すという趣旨です
ので、特に重なっても差し支えないというふうに考えています。

以上です。長谷川委員、すみませんでした。

○石田委員 石田ですけれども、追加的によろしいでしょうか。

○原嶋委員長 はいどうぞ。

○石田委員 すみません、JICAの方、論点の3番をちょっと見せていただけますか。ありが
うございます。

似ているんですが、3番のほうは、よりこういうことが今後もあり得るよねという話を
みんなでしていたように記憶しています。かつ、論点のほうは、鳥類の話も出ましたけ
れども、ラムサール条約の登録地とあとSebou川の流域が違うんです。だから、流域が違
うので、ラムサール条約の湿

地帯のほうにはSebou川からの水の供給はないという、いわゆる土木工学的な調査結果を教えてくださいましたんですが、だから影響がないというふうな資料だったんです。ところが、助言にも論点出ていますけれども、鳥類というような移動性のあるものにとってはそれはあまり関係ない話だし、だから、こういう広域で流域が似通っているものの場合には、より広い視点で見たほうがいいだろうということで、何人かの委員も賛成していただいて、この3番が出てきたんだというふうに記憶しています。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、長谷川主査、続いて論点4と助言4についてのご質問に対するご回答をお願いしてよろしいでしょうか。

○長谷川委員 じゃ、続けて行います。

論点の4です。評価らしきものをスコーピング段階でもやり、それから一番最後の、EIAの最後と言っているんですかね、そこでも正式な評価を行うわけですがけれども、どこが違うのかというのは、もちろん正確さとか、それからちゃんと調査をやった後の評価なのかというものでも大いに違いがあるんですけれども、そのほかに、スコーピング段階である予測評価については、まだどんな緩和策にするかというふうなことはあんまり想定せずに、今のままでどういった影響が出そうかというふうなことを示すのが本来のあるべき姿じゃないかと、そんなふうに考える場合もあるので、そういったことがここに書いてあるんです。

一番困るのは、ある項目については、かなりこれ実績があって、すぐこのスコーピング段階から、この緩和策をしたらもう全然影響なしだよというふうなことがやはり常識なんかだって、じゃもう最初からスコーピング段階で影響なしだねというふうなものと、それから、緩和策はある程度考えられるものの、今のうちはスコーピング段階だから、緩和策はないものとして影響がどうかというものを書いてみようという、そういったたくさんの項目が緩和策ありなしで混在しているというふうな状況が、少し混乱を招くようなことがあるんじゃないかなということで、こんなふうな確認になりました。ちょっとこれ、委員長も同じ意見だったので、後で補足してもらえばいいかなと思うんですけれども。

それから、続けて助言の4番と5番、確かに中身を見ると、4番も社会配慮としているような気はしますが、原因が、水量が減るというふうな自然環境上の乾期における減少があって、それがこういった社会面の影響をもたらすということで、入り口が自然環境なので、4番にしたということがあるかもしれません。

以上です。

○原嶋委員長 原嶋ですけれども、それでは補足させていただいて。

錦澤委員からのご指摘の点は、従来からスコーピングの段階で、各環境項目や社会項目について影響があるという判断をするときに、事業をすることによって変化があれば影響があるとするということが本来ですけれども、変化があるけれども対策が取れるので、結果的には変化はないですよということで、影響なしとしてしまうということがしばしば見受けられたと。そういったことが統一されていない面があるので、スコーピングの段階で影響あるなしについて判断するときには、そもそも緩和策を考慮しないで、緩和策を取ったからといって、影響がなくなるからといって、そも

そも影響が起きるんであれば、影響ありという判断で統一すべきだというご指摘を基に書いているという点です。

あと、助言文の4については、石田委員がご了解いただければ、いかがでしょうか、長谷川主査、社会配慮に移してもよろしいかと思えますけれども、石田委員、いかがでしょうか。

○石田委員 石田です。

そうですね。林副委員長が指摘されて、これは社会配慮でいいんじゃないかなというふうに私も思い始めました。いかがでしょうか。

○原嶋委員長 長谷川主査、いかがでしょうか。

○長谷川委員 私も社会配慮のほうでよろしいかと思えます。

○原嶋委員長 じゃ、事務局のほうで少しこれ、文面はそのまま結構ですけれども、順番の、要は項目立てをちょっと変えていただくということをお願いします。

続きまして、ちょっとご質問いただいていますけれども、JICAのほう、準備いいでしょうか。山岡委員からのご指摘の点、ワーキンググループでも議論があったところなんですけれども、説明、よろしいでしょうか。

○横田 中東・欧州部中東第一課の横田と申します、よろしくお願いいたします。いただいたご質問に対して回答いたします。

今回、不可分一体事業の検討が行われた頭首工は、貯水池なのかダムかというようなご質問かと理解しましたが、我々が把握している限りでは、今回、貯水の機能も持ったものではあるんですけれども、水位を上げるということを主体として考えられているものですので、頭首工というふうに考えております。

ご回答になっていますでしょうか。

○山岡委員 すみません、山岡ですが、この頭首工の高さは何mなんですか。

○横田 すみません、ちょっと聞きづらかったんです。高さですか。

○山岡委員 高さです。

○横田 22mになっております。

○山岡委員 そうですか。はい、わかりました。

○原嶋委員長 もう1点ありましたね。

○山岡委員 もう1点のほうは、これは40km離れているということで、相当離れているわけなんですけれども、一方で、この対象灌漑地域のそばには別の河川が流れているので、そこから取水する可能性もあるなというふうに見えるんですけれども、それは既にいろいろ代替案の中で検討されたうえで、この頭首工から取水するのがいいということで、このようなプロジェクトが決められたということでよろしいのでしょうか。

○原嶋委員長 JICAの側、お願いします。

○横田 すみません、ちょっと今確認しますので、お待ちいただけますでしょうか。

○原嶋委員長 確か今の点は、ワーキンググループでの質問の中にもあったと記憶していますので、確認してください。

○横田 再びすみません、時間いただいておりました。JICAの横田です。

ほかの地点での取水は検討されていないかというご質問と理解しましたが、現状、Sebou川のほ

うでは流量が十分でないということを確認しておりまして、そちらは今検討しておりません。

○山岡委員 この近くに。

○横田 ごめんなさい。少し言葉が不足しておりましたが、この点を含めて代替案を検討した結果として、ここで取水するということになっております。

○山岡委員 わかりました。どうもありがとうございました。

○原嶋委員長 それでは、併せてほかに谷本委員、錦澤委員からご発言のサインをいただいておりますので、谷本委員、お願いしてよろしいでしょうか。

○谷本委員 谷本です。助言案についてちょっと2、3点、検討された委員のメンバーにコメントをさせていただきたいんですが。

まず、助言案の2です。これは内容を読ませていただくと、社会配慮のほうに移したほうがいいのではないかと、これが1点目です。

それから、助言案のほう、すみません、3、これは自然環境のことについてまとめておられますので、これは環境配慮のほうに移してはどうかと、これが二つ目のコメントです。

それから、最後なんですが、助言案の4で、内容を話していただくと、非常に一般的な話を書かれているんです、乾期における河川水面の低下がもたらす社会的な影響、特にとんとんとんということで。本事業との関係をもう少し明確に言葉を入れてはどうかと思います。例えば、助言の3ではかなり具体的に書かれていると。他方、4は先ほど申し上げたように一般的になっているので、助言の4に言葉を加えるとすれば、関連施設の整備に伴ってと、そこで特に乾期における河川水面の低下、河川の流量の減少とか、そういう言葉を入れたらいかがでしょうかというのが最後のコメントです。

以上です。

○原嶋委員長 続きまして、錦澤委員、ご発言いただけますか。

○錦澤委員 ご回答いただきまして、ありがとうございます。

スコーピングの緩和策を加味しない影響予測評価に基づき行う必要がありと書かれている文章が、ちょっとわかりにくい文章かなと思ってまして。先ほど、委員長にご説明いただいたのは、評価項目の絞り込みの際に、緩和策を考慮して絞り込むという、それがあまり適切ではないという、そういうご趣旨でよかったでしょうか。

そうだとすると、趣旨としては、不確実性のある緩和策の場合に、それを前提にして評価項目を絞り込むというのはあまり適切ではないということは、そのとおりだなと思います。ただ、一方で、スコーピングについては、アセスのめり張りというのをつけるという意味で、評価項目として取り上げる部分と、それから、あるいは簡略化したりとか、あるいは評価項目には選定しないという、そういう判断をするという、不要な部分はやらないという判断をするというのも非常に重要なので、ある程度緩和策としてもう既に十分効果が認められているものを前提にして評価項目を削るというのは、それは逆にきちんとやったほうがいいと思っています。

ですので、緩和策を考慮しない予測評価に、評価項目の絞り込みというふうに言ってしまうと、ちょっと説明が十分じゃないかなと思いました。ご検討いただければと思います。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

これ、今の点はちょっといろいろな意見があるところで、長谷川主査、今の点はなかなか微妙なと

ころで、ちょっと教科書的には錦澤先生の言うのもわかるんだけども。

○長谷川委員 長谷川ですけども、よろしいですか。

○原嶋委員長 はい、どうぞお願いします。

○長谷川委員 錦澤委員がおっしゃるめり張りをつけるというのはもっともなことで、なるべく無駄な項目はどんどん省いていくというのがスコーピングの絞り込みの役割なので、確かにそのとおりだと思います。ただ、最初に項目選びをする場合には、先ほど确实・不确实性というお話をしましたですけども、まだまだ画一にそうできるかできないかというのは、やっぱりスコーピング段階で判断するというのは相当難しいかなという気はします。

それで、一番恐ろしいのは、こういうふうなことは常識的に緩和策として当然常識で取られるから、もうこのスコーピング段階ではこの項目は外していいねというふうにしちゃった場合、同じような認識がずっと最後までみんなの共通意見となっていて、最終段階で対策としてしっかりそれが取られているか、それからモニタリング等にもそれが結びついているかというところまでの保証が、非常に曖昧じゃないかなと思うんです。ですから、もちろん絞り込みで無駄なものを省いていくという態度はとても大事だとは思いますが、ただ、この段階での項目選びのときには、やっぱりまだまだこれから考えなくちゃいけない対策なので、対策は脇に置きながら、少しでも影響ありそうなものについては、しっかりと丸づけをしていくというほうがいいのかと私個人は思いました。

以上です。

○源氏田副委員長 すみません、源氏田です。補足してもよろしいでしょうか。

○原嶋委員長 お願いします。

○源氏田副委員長 源氏田です。これ実際に問題になったのは水質の項目だったのです。水質の項目が、環境影響無しというふうにスコーピングのマトリクスで示されていたのですが、それはちょっとおかしいのではないかとということで、こういう話をしました。これは水質については、灌漑用水を造りますので、絶対に水系の河川に対しては影響があるというふうに考えるんですけども。

その際にJICAの側からは、水質汚濁・排水処理対策をしますので、問題ないですという説明があったのですが、そうではなくて、まず対策を講じないとした場合に影響があるということをもって判断すべきじゃないかという、そういう話になったわけです。JICAの側とも相談をしたのですが、JICAの審査部の方からは、JICAの基本的な認識としては、原則として対策を取らない場合に影響がある場合を影響ありとするというふうな解釈ですというふうにおっしゃっていたので、今この形になっているということです。

ですので、確かに錦澤議員がおっしゃるように、一般的な対策というのものもあるのかもしれないんですけども、ここの場合、特に水質について全く影響がないとするのはちょっといかがなものかということで、こういう議論をいたしました。

以上です。

○原嶋委員長 会議室の阿部貴美子委員は関連でしょうか。ちょっと確認して、関連であれば、ここでご発言いただきますけれども。

○阿部（貴）委員 すみません。関連ではございませんので、後ほど質問させていただきます。

○原嶋委員長 じゃ、後ほどお願いします。すみません。後ほどで、ちょっと一旦タイミングずら

していただいて。

多分、今、錦澤委員から。はいどうぞ、錦澤委員。

○錦澤委員 すみません。わかりました。

○原嶋委員長 それでもって、ちょっと錦澤委員、逆に質問なんですけれども、一般的な教科書的な説明として、表現がちょっと適切でないというようなお答えもありますけれども、評価項目の絞り込みの段階で、緩和策を取ったら影響がないというものを影響ないということで絞り込みから除外するというのは、原則的な立場としてはやや疑問があるんです。例外的に効率的に行うとか初期の段階で簡易で行うので除外するということはあると思うんですけれども、原則的にそれを除外するというのはやや違和感を感じるんです。ちょっとその点、ご説明お願いしてよろしいでしょうか。

○錦澤委員 ちょっと教科書的にと言われますとわからないんですけれども、その緩和策というのをどう捉えるかというので、事業計画の一部だというふうな解釈ができれば、つまり、その緩和策というのがもう策としてかなり確立されていて、それを講じれば実際に著しい影響が起こらないんだということが経験的にもうわかっているということで、事業計画の一部だというふうに考えれば、評価項目として外すというのは十分あり得るかなと私個人は思っています。

それと、緩和策を加味しないというふうに書いてしまいますと、スコーピングで複数案を検討するということをやった場合に、その複数案の中に緩和策というのを入れ込んだ案というのをいくつか比較検討するということは実際にやられますので、そういう意味でも、ちょっと緩和策を加味しない、スコーピングで緩和策というのを入れないんだというふうに書いてしまうと、それはそれでちょっと違うのかなというふうに思ったというところが、趣旨としてもう1点あります。

以上です。

○原嶋委員長 わかりました。

ちょっと今日、今の点でほかの委員の皆様、いかがでしょうか。環境アセスメントの基本的なスコーピングでの進め方でございまして、ちょっと言葉の表現が確かに、スコーピングにおいて緩和策を加味しない影響を基に項目の絞り込みを行う必要があると、そういった趣旨なんです。これに対して錦澤委員は、必ずしもそうではない場合もあってしかるべきではないかということだったように受け止めるんですけれども、ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。ちょっと私も勉強不足でございまして。

山岡委員、お願いします。

○山岡委員 今、議論をお聞きしながら、そうだなというふうには私も思うんですが、この今の助言をあまり変えずに表現するとしたら、先ほど源氏田委員おっしゃったような、水質についてのコメントをここに入れたらどうでしょうか。例えばスコーピングは水質については緩和策を加味しないというふうにするのか、あるいは、もうちょっと水質について説明を加えたうえでこの文章に加えると、この場合には、特にそういう条件の下でこういうことを検討したというふうに理解できるように思うんですけれども、いかがでしょうか。

○原嶋委員長 事務局のほう、ちょっと画面に手を入れられますか。

長谷川主査、どうぞお願いします。

○長谷川委員 ありがとうございます。

これは、今あった加味をするしないというのは、教科書の多分どこにも書いていないと思います。

どの段階でそういうふうなことを考えたり考えなかったりというのができたのかわかんないんですけども、教科書には恐らく載っていないと思います。

それで、事業計画の中に、もう既に環境配慮対策としてしっかりと計画の一部として載っているようなものであれば、先ほど錦澤委員が言ったように、もう事業の中でそれはしっかりと検討することになっているということで、ほかの対策とはちょっと違うのかなというふうな気はしました。

ただ、今これ、論点の4番ということで、助言にはなっていないんです。こういうふうな考え方があるよねということで、いろいろとワーキングの中で話されただけで、ですから助言としてこうしなさい、ああしなさいというようなことにはしなくていいのかなと思います。こういうふうな論点となるようなものがこうやってあるねというふうなことをここで示してありさえすればいいので、最後のこの必要がありというところあたり、もう少し表現を変えて、今後の課題だねというふうな話にしてもいいのかなと思います。

以上です。

○原嶋委員長 原嶋ですけれども。

じゃ、画面のほうをちょっとそのままいっていただいて、水質に関して、スコーピングは緩和策を加味しない影響を基に評価項目を絞る必要があるという指摘があり、いいですか、これ。すみません。水質に関して、スコーピングは緩和策を加味しない影響を基に評価項目を絞る必要があるという指摘があり。絞り込むかな。ごめんなさい、絞り込む必要がある。

長谷川主査、いかがですか。

○長谷川委員 よろしいかと思います。

○原嶋委員長 錦澤先生、いかがですか。

○錦澤委員 ありがとうございます。異議ございません。

○原嶋委員長 それとあと、先ほど谷本委員からご指摘があった点なんですけれども、長谷川主査、いかがでしょうか。2番、3番。

○長谷川委員 長谷川からよろしいですか。

○原嶋委員長 はいどうぞ。お願いしていいですか。

○長谷川委員 こういった話は前の全体会合でも何度か出てきたことかと思うんですけれども、読ませてもらった資料が、例えばスコーピングマトリクスというところでの話であった場合は、それにちょっと引っ張られて、そこに入れ込むみたいなの、そんなことがよくこれまでもあったと思います。ただ、内容から見ると、谷本委員がおっしゃったように、やはりそれぞれ下の環境配慮あるいは社会配慮のほうに移してもいいのかなという気はしますけれども、もともと読ませてもらった資料のどの項目というか、項目立てのところで出てきたのかなというところだと、こういうふうな順番にはなるかと思うんです。その辺、これまでの会合でどこかで、委員長、整理されたことがあったのかどうか、それちょっと教えてもらえればと思いますが。

○原嶋委員長 簡単に言うと、スコーピングマトリクスでしっかり出ていないことについて、スコーピングマトリクスに入れてほしいという項目については、スコーピングマトリクスについて入れるというのが一般的で、あと、それ以外に何らかのアクションを求めるようなことについては、環境配慮あるいは社会配慮とそれぞれ分けているような形が一般的なやり方です。今回の件については、小規模農家に対する不利益というか、比例的ではない影響が起きるんじゃないかという項目を

考慮してほしいという点と、鳥類に対する影響をスコーピングの中で取り入れてほしいということです。ですので、若干両方重なっていますけれども、スコーピングマトリクスに入れておくということが、スコーピング段階の助言としては、第一義としては意味があるんじゃないかというふうに印象を持っていますけれども、谷本委員いかがでしょうか。

○谷本委員 谷本です。

そういう判断があるということであれば、私のコメントは取り下げます。

○原嶋委員長 あと、4番の言葉ですね、4番が少しやや一般的ということですが、石田委員、いかがですか。

○石田委員 谷本委員、ありがとうございます。おっしゃっていただいた文面を付け加えることで、その助言の意味がより明確になるように思いますので、私は賛成です。ありがとうございます。

○原嶋委員長 最初のほうでしたよね。谷本委員、ちょっともう一度4番の直し案といいますか、修正案、ちょっともう一度教えていただけませんか。すみません。

○谷本委員 谷本です。

4番の頭のところから、灌漑施設の整備に伴って、カンマ入れて、特にを入れてください。強調するという意味です。特に乾期におけると。この言葉を入れたらいかがでしょうか。ちょっと石田委員、チェックをお願いします。

○原嶋委員長 特にが二つになっちゃう。特に、特にになってしまいます。そこだけ。

○谷本委員 すみません。なら、私の入れた。

○原嶋委員長 なしで。

○谷本委員 特に乾期におけるの特にを取ってください。

○原嶋委員長 そうですね。石田委員、いかがですか。長谷川主査、いかがですか。源氏田委員、いかがでしょうか。

○長谷川委員 長谷川は特にありません。

○源氏田副委員長 源氏田も特にありません。

○原嶋委員長 石田委員、いかがでしょうか。

○石田委員 4番ですが、文章上は特にが二つ出てきますけれども、恐らく谷本委員がおっしゃりたいのは、乾期というのは水が低下するわけですから、そこを特に見ればどうかという示唆だと思うのと、あと、後半でもともとあった特に、見落としがちな釣りだとか小規模な漁業とか、自分たちが食べたり子供たちが捕ったりするような、そういったところを見てほしいなと思ったので、実は最初に特にがあってもいいのかなという気はしています。でも、まあいいですね。

○原嶋委員長 これでやっておきましょう。これでいいと思いますよ。

○石田委員 はい、わかりました。

○原嶋委員長 あと、会議室の阿部貴美子委員、すみません。お待たせして、すみませんでした。阿部貴美子委員、聞こえますか。

○阿部（貴）委員 はい。ありがとうございます。

○原嶋委員長 お願いします。すみません。

○阿部（貴）委員 助言案の2とそれから論点の2に関わる点なんですけれども、どちらも小規模農家をどのように尊重して、利益も配分ができればいいなというような内容だというふうに理解した

んですけれども、JICAさんのほうに質問させていただきたいんですけれども、回答のほうのナンバーの25番のほうも読ませていただいて、大変詳しくこの経済計算などをして、小規模農家においても、希望があれば新しくできた灌漑設備を利用するというようなことが可能になるような補助金の検討も、まずは25の回答表のほうを見ると、補助金も供与されることからということがございます。政府からですね。論点のほうを見ますと、2のほうですけれども、下から3行目から、社会経済調査を通じて金額を検討し、必要に応じて補助金の設定について検討する旨を説明したということがございます。

1点目なんですけれども、こちらの回答表のほうですと、先方政府による補助金もとございます。こちらの論点のほうもこの補助金という言葉ございますけれども、これは同じ事柄を指していて、どちらについても先方政府による補助金ということなのではないでしょうか1点目です。

2点目なんですけれども、ワーキンググループへの提供された資料に詳細あるのかと想像いたしますけれども、小規模農家と書かれているものについて、フローとストックがどれくらいあるのかといった、規模なんですけれども、がちょっと私のほうは全くアイディアがない状態でして、どの程度のお金が必要になるのかということは当然今後検討されるわけですから、補助金が設定されるといった場合、政府であれ、あるいはこの案件独自の補助金というものであった場合にしても、小規模農家が非常に貧困状態で、お金が本当になくて、その必要な金額の多くの部分を補助金に頼るといったような場合でも補助金が出るのか、補助金の制度設計のようなことになりますけれども、もちろんこれは今後のご検討ということと考えますけれども、そのあたりのもし政府のものであれば既存の補助金の制度の枠組みと、この案件独自の小規模農家のニーズのすり合わせといったようなあたりについて、現段階で何かおわかりであれば教えていただければと思います。

○原嶋委員長 横田さんのほうでお願いしてよろしいでしょうか。

○横田 中東一課の横田です。ご質問、どうもありがとうございました。質問2点をいただいたと理解しております。

1点目が、回答表の25番に記載の補助金と論点の2番の補助金が同じものなのかというご質問と理解いたしました。回答としましては、同じものを想定しております。ただ、そのレベル感がこの案件においてどう変わっていくか、そこら辺に関しましては、調査の中で確認しまして、必要に応じて政府にアドバイスするというか、指摘するということを想定しております。

2番目のご質問、今の政策と個別の農家のニーズ、ここのギャップが現状どうなのかということと理解いたしました。これに関しましては、まさに今、調査で確認をしているところですので、私も今、定量的な回答を差し上げるのは非常に難しいところですが、調査の中で慎重にここは確認して、記載のとおり、小規模農家が不当な不利益をこの案件によって被らないように、適切な措置を取っていきたいと考えております。

以上です。

○阿部（貴）委員 ありがとうございます。

あと、もうちょっとお伺いしたいんですけれども、補助金制度が既存の制度ということにもしかしてなるのかなと思うんですけれども、そうではなくて、新たに設計されるというふうに考えてよろしいのでしょうか。あるいは、政府の既存の制度、補助金制度を変化させて、この案件に合うようにするというふうな理解でよろしいのでしょうか。どのような案件の独自の状態にすり合わせが

されるのかというあたり。

○横田 ありがとうございます。

まず、このガルブでも既に一部灌漑施設というのがございますし、モロッコ国内の他の地域にも灌漑が既に存在しておりますので、そういった地域に対しても既に補助金というのは制度としてあります。一方で、この地域特有の状況を踏まえ、全国に適用されているような補助金がこの地域においても有効なのか、そこら辺はまた新たに改めて確認しないといけないのかなと考えております。

○阿部（貴）委員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○原嶋委員長 それでは、ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。これまでご発言いただいていたのは、東委員、鋤柄委員、鈴木委員、田辺委員ですか。ほかの委員の皆さんを含めまして。

○鈴木委員 今、手を挙げましたけれども、鈴木ですが、よろしいでしょうか。

○原嶋委員長 どうぞ。ごめんなさい。どうぞよろしくお願いいたします。

○鈴木委員 ごめんなさい。すみません。ありがとうございます。鈴木です。

理解が悪くて申しわけないんですが、一つだけ長谷川先生にお伺いしたらいいのかわからないんですけども、先ほどの論点の4番で、特に水質というふうに、これですね。ありがとうございます、お書きいただいたんですけども、スコーピング案のナンバー48で、化学肥料とか農薬とか、農業残渣廃棄物の処理について、長谷川先生がご指摘をされているJICAの回答が、緩和策を検討しますというふうにお書きになっているんですけども、ここと論点の関係なんですけれども、水質に関しては緩和策を加味しない影響を基にとあるので、この場合、農業残渣廃棄物とか化学肥料・農薬の対応については、理解が悪くて申しわけありません、これは加味されるのかしないのかのところは、どういうふうにと考えたらよろしいのか教えてください。ちょっとわかりづらい質問で申しわけありませんが、よろしくお願いいたします。

○原嶋委員長 長谷川主査、いかがでしょうか。

○長谷川委員 まさにそういうところなんです。水質に関してだけはそういうふうな加味するかどうかということで答えを出して、それから、今度は肥料とかそういったところでは対策ということを最初に打ち出してしまって、加味してしまうというか。だから、項目によってスコープ段階の評価がまちまちになってしまっているということで、今のようない混乱が出てきているんです。

ですから、ある程度そこは統一しながら、もし、それはやっぱり対策を講じないは別にして、本当に影響があるならば、それなりの評価のマーキングをしていくというようなことをしないと、今おっしゃられたような、これはこれでいいのか、あるいはそれじゃどうなのかということがちぐはぐに出てきてしまうというところが、まさにこの論点に結びついたということです。

以上です。

○鈴木委員 先生、ありがとうございます。

同じくナンバー27でJICAの回答の中に、事業の本体コンサルティングサービスの技術支援の段階で、環境に配慮した施肥の指導を行うことを考えているという回答もあるので、これも含めて、今、長谷川先生がおっしゃったところを理解するようにいたしました。どうもありがとうございます。

○原嶋委員長 高橋さん、どうぞ。

○高橋 これまでの議論の通りでございますが、JICAとしましても、基本的な考え方としては、原嶋委員長が仰ったように、また、元々の論点4の記載のとおり、各汚染項目について緩和策を考慮

しない前の段階でスコーピングが行われるべきと考えております。錦澤委員より、代替案により影響の評価が変わり、また、取り得る緩和策も変わってくるのではないかとのご指摘を頂きましたが、緩和策を考慮しないで汚染項目の影響を評価した場合にどこにチェックマークを付けるべきといった考え方で検討すべきと考えております。しかし、そうした考え方、評価方法が必ずしも徹底されておらず少し混乱があるんじゃないかというご指摘を、前回のワーキンググループ会合で頂いたところでございます。

また、鈴木委員よりご指摘いただいた48番の回答は、スコーピングの結果、影響があると考えられているものについては緩和策を検討する、という趣旨で回答させて頂いた次第です。

ありがとうございます。以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

錦澤委員、いかがですか。ちょっと私も、すみません、整理し切れなかったので、申しわけないんですけども。

○錦澤委員 今のご説明、特に異議はありません。

○原嶋委員長 ほかいかがでしょうか。

いずれにしても、ちょっとこれ、今まさに議論になっているので、論点だということだと思いますけれども、もしご意見ありましたら頂戴したいと思いますので、いかがでしょうか。

林副委員長、何かコメントいただけませんか。

○林副委員長 林ですけども、すみません。

多分これ凄く重要なことかなと思っていて、ただ、これ今回はJICAのモロッコの案件ということで、錦澤さんがおっしゃるように、めり張りの利いたアセス、これは大変大切な話ではあるんですけども、ただ、日本国内でそういうような話は結構よく聞かれる話で、モロッコとか外国とかで共通認識されているかという問題で、多分大切なことかなと思うので、ここでご提案されているような論点として捉えて、それで事を進めたほうが慎重に進むという意味では、JICAの案件とかではいいのかなという気はしています。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

あと、寺原さんもお詳しいか。寺原委員、もし何かコメントありましたら、いただけますか。

○寺原委員 寺原です。

議論は尽くされて、この4番ですよ。事前にどこまで緩和策を開示するかということだと思います。議論は尽くされていると思いますので、追加のコメント等はありません。

以上です。

○原嶋委員長 田辺委員、聞こえますか。

○田辺委員 はい、聞こえます。特にございません。

○原嶋委員長 じゃ、一応、今回につきましては、まさに議論になったということで、論点はこういう形でということで、あと助言についても、ちょっと戻していただいて、4番と5番を社会配慮にということですね。

あと、4のところについて若干頭に文章をつけたということです。

あと、ちょっとチャットで送りますけれども、助言の3のところの本件事業というのはほかのも

のと合わせると本事業になりますので、これは文面で直しておいてください。

ということで、すみません、大変時間を取らせてしまいましたけれども、今、画面にあるとおり、4と5は社会配慮で一つの見出しの中にまとめていただいていたと思いますので。

長谷川主査、一応こういう形で最終案ということでよろしいでしょうか。長谷川主査。

○長谷川委員 はい。ありがとうございました。特にございません。

○原嶋委員長 それでは、最終案、今、画面にありますけれども、何かご意見ありましたら頂戴したいと思いますので、サインを送ってください。

特にないようですので、助言文についてはこういう形で確定をさせていただきます。

あと、論点についてはいくつかご意見いただいて、今後もまた議論の機会があるかと思いますがけれども、4番について若干修正をしておりますけれども、こういう。論点のほうの、映していただけますか、画面。今はそういう形になっております。スコーピングではですかね。水質に関して、スコーピングでは、でを入れたほうがいいのかもかもしれませんね。

長谷川主査、よろしいでしょうか。

あと、JICAの高橋さん、すみません、高橋さんが大変きれいにまとめていただいたものをちょっと、ごめんなさいね、いろいろ加えてしまいましたけれども、高橋さんのほうはよろしいでしょうか。

○高橋 はい。全く異存ありません。ありがとうございます。

○原嶋委員長 それでは、一応画面のとおり、何か追加でご意見いただければ。いずれにしても、論点でございますし、これは今後の議論の参考にするものとして受け止めていただきたいと思いますので、今後も引き続きいろいろご意見頂戴したいと思います。よろしくお願いします。何かございましたら、サインを送ってください。

よろしいでしょうか。

それでは、一応モロッコの案件、今、画面にあるとおりに助言と論点をまとめさせていただきましたので、本件、これで締めくくりにさせていただきますと思います。長谷川主査、どうもありがとうございました。あと、横田さんのほうもどうもありがとうございました。

○原嶋委員長 それでは。

○小島 事務局の小島です。恐れ入ります。

○原嶋委員長 じゃ、今後のスケジュールということで、事務局から。

○小島 恐れ入ります。

○原嶋委員長 どうぞ。

○小島 締める前に、先ほど山岡委員からいただいた、インドの湾横断道路の油の分析についてお答えしたいと思いますので、少しだけ時間いただければと思います。

○原嶋委員長 どうぞ。

○稲葉 すみません、南アジア第一課の稲葉です。

先ほど山岡委員からご質問いただきましたオイルの件なんですが、先ほど実施機関のほうに確認をしました。確認をしたところ、サンプリングした海水に含まれるオイル及びグリース、こちらの含有量については、インドの国内の基準局が定めた基準にのっとってコントラクターによってサンプリングされ、コントラクターから外注業者に検査を外注をして測定をしているということでした。

ので、ご報告させていただきます。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

山岡委員、いかがでしょうか。

○山岡委員 山岡です。ありがとうございました。

ここの表の中のBDL[DL=2]というのは、これちょっとよくわからないんですが、わかればちょっと説明していただければというのと、オイル・グリースについては、調査されているということは理解いたしました。場所によってかなり値が違っているので、そういうところもしっかり確認する必要があるかなというふうに思っております。

以上です。

○原嶋委員長 いかがでしょうか。稲葉さんのほう、いかがですか。JICAの側、いかがですか。

○稲葉 委員、ご発言いただき、ありがとうございます。

BDLのDLイコール、パッケージ1の表についてと理解していますが、DL=2と書いてあるのは、こちらはリッター当たり2mgの検出値だったという、測定結果になってございます。なのでBDLは、ビロー・ディテクタブル・リミット、検出基準値以下という意味でございます。

○山岡委員 わかりました。山岡です。ありがとうございました。

○小島 事務局、小島です。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

○小島 本件については以上です。ありがとうございました。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、4番終わりますして、5番目の今後の会合スケジュール確認ということで、事務局よりお願いします。

○小島 改めまして、事務局の小島です。

そこ書いてあるとおり、今日が年度内最後の助言委員会全体会合となります。年度明け4月14日金曜日14時からということで、これもオンラインが基本ですが、来ていただける方は、このような形でハイブリッドで開催することは可能ですので、遠慮なくお申出いただければと思います。

繰り返しですけれども、コロナを受けて今後どうなるかというところは実は私たちもまだ読めないところはあります。ゴールデンウィーク前に何か政府から発表あるやに報道されていますが、それを受けたとしても、しばらくはハイブリッドでやる形が、委員の皆さんにとっても私たちにとってもメリットが多いのかなと思っていますので、そのつもりでいただければと思います。

事務局から以上です。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、最後になりますので、何かご発言ありましたら頂戴します。これまでご発言いただいていないのは東委員、鋤柄委員ですけれども、それ以外の委員の皆様も含めて、何か最後にご発言ありましたら、サインを送ってください。

○東委員 東です。よろしいですか。

○原嶋委員長 どうぞお願いします。

○東委員 十分熟議であったと思います。何も付け加えることはございません。ありがとうございました。

○原嶋委員長 鋤柄委員、お願いします。

○鋤柄委員 今思い出そうとしていましたが、確かではないのですが、モニタリングの結果報告は、昔は何かA3の表を配付いただいて、そこに数字が並んでいたというような記憶があるんですが、今回のようなプレゼンテーションの形で、とても重要な点がよくわかって、大変勉強になりました。

これはコメントです。ありがとうございました。

○原嶋委員長 あと、小島さん、今のご質問に関連して、今日みたいな形でのモニタリング報告をする場合としない場合の整理の仕方とか基準とか進め方って、ちょっと教えていただけませんか。お願いします。

○小島 小島です。

監理課の私が所管しているもので助言委員会で必ず説明することになっているのは、3つほどあります。

一つは、今、鋤柄委員がおっしゃった、モニタリングについて全体的にどうなっているかというのをまとめてご説明する機会、これは1月と7月の助言委員会全体会合でご説明します。

二つ目が、今日みたいに、助言委員会にて付議した案件については、モニタリングの段階で今日みたいなご説明することになっています。ただ、モニタリングの状況の公開をよしとしてくれない国においてはそれができないということは、ご理解いただいていると思います。タイミングについては、実施中、つまり建設中の段階のどこかの地点において一度というようなのが目安に書いてあるというところでございます。

3つ目は、重大な変更があった場合の環境レビューの助言委員会ご説明と、必要であればワーキンググループというような形になっています。

なので、基本的には、助言委員会でワーキンググループをやって助言いただいたものについては、いずれかの段階でモニタリング状況について、一度こうやってご報告することになっているというふうに思っただけであれば結構です。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

ちょっと確認ですけれども、2番目のものについて、全てについて今日のような形で報告が履行されていますか。ちょっとごめんなさい、それほど数があつたのかな。ちょっと数が合わないような印象があつて、確認だけお願いします。

○小島 そうですね。モニタリング報告書が公開できないものについてはご説明するのは無理なので、バングラデシュの案件はこうやってご説明したことはないです。それ以外の国についても、モニタリング報告書を公開してくれない案件については、このような機会はありません。

ただ、助言委員会において助言をいただいたものについては、こうやってモニタリング段階の報告としてやっています。ただ、円借款がほとんどで、建設の期間というのは6年とかになったりしますので、散らばってしまうというのが実態でして、そういうものについて、なかなかタイミングが訪れないものは訪れないというふうに言えると思います。

これでよろしいですか。以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、今の小島課長からのご説明を含めて、何か確認しておく必要があることがあれば、ご

発言をお願いします。サイン送ってください。

よろしいでしょうか。

それでは、一応、本日予定をしておりました議事次第、全て終わらせていただけたと理解しております。よろしいでしょうか。

それでは、どうもちょっと時間を長くなってしまって大変恐縮ですが、第146回の全体会合をこれで終了させていただきます。どうもありがとうございました。

16:12閉会